

極秘

請求権財産問題に関する折衝要領に関する件

(二七、七、二一アジア二課)

マ状況

(4) 韓国側は請求権財産問題に関しわが方の予想を絶した関心を
持つて居り、特に請求権問題に対してわが方が執つて来た従
来の立場については韓国の親日分子もこれを意外とし且つ日
本の態度に失望を感じている実情であることが判明した。韓
国としては在鮮財産に關してこの際はつきりと日本の請求権
を放棄せしめることにより安堵を得て置きたいという心境に
ある。

(4) 他方グエスティング・デイクリーの効力問題に關する限り、
米国の与論も圧倒的に韓国側を支持して居り、特に寛大な平
和条約を^が得た日本が隣邦に対しては苛酷な態度に出てい
るとする点及び日本が対韓請求を為しているのは、韓国が支

払い能力ないことを見越して結局米國が韓国に援助する資金の中から財産返還の實を得ることを狙っているものであるといふ点をもつてわが國を攻撃している。

④ 本件論争に關する韓国側の立場は先般の米國國務省の對韓国覚書により支持強化されている。

⑤ しかし、先般の会談におけるヴェスティング・デイクリーに關する論争により、韓国側は一方的に自己の請求権のみを主張しても日本側が絶対にこれに應じ得ない点を深く印象させられた意味においては、右論争は一応わが方作戦の目的を達していると言ひ得るが、これ以上本論争の蒸返しを継続することは、前記の如き諸情勢より見てもはや有利としない限界に來ていると見得る。

⑥ 他方前記の米國國務省覚書において、日本側の在韓財産の放棄の事實を日韓間の交渉に當つて考慮に入れるべき旨の示唆

ありたることにより、韓国側としても一方的に自己の對日請求権のみを主張することは國際的にも支持を得難い立場にあることを覺つて來たものと思われる。

右の如き諸考慮より、今後の請求權交渉の方法として左記の如き諸方式が考えられるが、何れの方式を採用にせよ國際と論に對する反響も考え予め米國側に能く交渉方式に關し事前に通報し、又交渉の途中において適宜米國側の斡旋を求める必要を生じよう。

第七案	第六案
法当スイにのずきがケエ 処事にべ関項交も方1ク 置国よ1係目涉のよスセ にのるト者は妥にりと 委立接・間ケ結つ支しシ ね法衝べの1しい払てヨ る・と1ズス・てう・ナ ・司両シラ毎他先べわル	て南備先きがケエ 延北のずも方1ク ば統項交のよスセ す一目涉にりと のは妥つ支しシ 時將結い払てヨ 期来してう・ナ ま・・・べわル
一対可を認 なこそ当テ百こ 方日能認めしいとず事イ放の 的請性めらか・に・者ン棄方 に求もられし よ又のグに式 わは先れる実 り・解・導は が・ずて可質 国相釈デキ実 方実絶も能的 内互のイ得・質 が現無実性に 与放差ク、的 とのな質もは 論棄のり方に ら叫る的・わ をを解1式は れ能にに又が 判明決ので、 る性比こ形方 戦示を効あ原 立がしれ式の ず的表力る則 場多・を的対 るに面にかと にく體回に體 こ言に對、し 立従国收請請 とわ持すグて つつ側す求求 がなちるエの ・てのる權を 少い出両ス相	あが実 る・質 ・と的 しりに かあは しえ原 將ず則 来・と に国し 問内て 領をの の制相 属戦互 をし放 残を棄 すいに 効な がる